

官公需適格組合証明申請案内

(工 事)

東京都中小企業団体中央会

は　じ　め　に

官公需適格組合制度は、官公需の共同受注に対して特に意欲的であり、かつ受注した契約を十分に責任をもって履行できる経営基盤・組織体制が整備されている組合であることを中央会の事実確認に基づいて中小企業庁（実務的には経済産業局）が証明する制度で、「官公需についての中小企業者の受注の確保等に関する法律（官公需法）」昭和41年6月30日法律第97号規定に基づき、毎年閣議決定されている「中小企業者に関する国等の契約の方針」にも官公需適格組合等の活用は明記されています。

組合が、官公需適格組合の証明を受ける基準となるのは、「官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領」61企庁第834号昭和61年6月9日ですが、添付書類を含めた提出書類が多種類あり、作成内容においても基準がまちまちであるため、組合事務局等担当者においては、対応が困難な状況となることもあります。

そこで、こうした点を解消し、組合が官公需適格組合証明を受け、速やかに受注活動に取り組むことができるようにするため、全国中央会で昨年委員会を構成し、組合関係者の事務作業の効率化を目的とした「官公需適格組合証明申請マニュアル」を作成し、全国の官公需適格組合に配布しました。

本会では、「官公需適格組合証明申請マニュアル」をベースにして、会員組合を対象に「官公需適格組合証明申請案内」を作成しました。今後の新規証明取得や継続申請にご活用頂き、今後の活動の一助となれば幸いに存じます。

平成22年11月

東京都中小企業団体中央会

目 次

I. 官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領	1
II. 官公需適格組合証明申請等にかかる手続のあらまし	11
III. 官公需適格組合証明申請書（記載例）	15
IV. 官公需適格組合証明申請書添付書類（書式）	21
V. その他	
中間資料の提出について	61
官公需適格組合変更届出書	62

I. 官公需適格組合の証明及び競争契約参加
資格申請書の内容確認要領

官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領

61 企 庁 第 834 号
昭和 61 年 6 月 9 日

最終改正 平成 13・02・15 中庁第 1 号 平成 13 年 2 月 27 日

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（以下「官公需法」という。）第 3 条に基づき、国等の契約を締結するに当たって発注機関の事業協同組合等の積極的活用を図るための便宜に供するため、下記の要領により官公需適格組合の証明（以下単に「証明」という。）及び競争契約参加資格申請書の内容確認を行うものとする。

1. 官公需適格組合の証明

(1) 対象組合

ア. 証明の対象組合は、官公需法第 2 条第 1 項第 4 号に規定する組合とする。

イ. 次に掲げる組合は、証明を受けることができない。

- ① 設立後 1 年を経過しない組合
- ② 定款によりその行おうとする共同受注の対象事業についての関係法令に基づく許可、認可、登録又は届出を要する場合に、当該許可等を受けていない組合
- ③ その直接又は間接の構成員たる事業者の 3 分の 1 以上が大企業又は大企業若しくはその役員から当該事業者の発行済株式の総数の 2 分の 1 以上の出資を受けている等大企業からその事業活動について実質的に支配を受けていると認められる中小企業者であるもの
- ④ (3) ークの規定により証明を取り消され、その取り消しの日から 2 年を経過しない組合

(2) 証明区分及び証明基準

ア. 証明は、

- ① 物品の納入、製造の請負又は役務の提供（以下「物品納入等」という。）
- ② 工事（建設業法第 2 条第 1 項の建設工事をいう。以下同じ。）の請負（以下「工事」という。）の別に行う。

イ. 証明基準は物品納入等に係る組合については別表 1（省略）、工事に係る組合については別表 2 のそれぞれの左欄に掲げるとおりとする。

(3) 証明及び申請の手続

ア. 事実確認の申請

申請組合は、

- ① 物品納入等に係る証明の取得を希望する組合にあつては、様式1（省略）による証明申請書2通（正1通、副1通）に別表1（省略）の右欄に掲げる添付書類各2通を添え、証明の申請を経済産業局（沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）に行おうとする日の10日前までに、
- ② 工事に係る証明の取得を希望する組合にあつては、様式2（15ページ参照）による証明申請書2通（正1通、副1通）に別表2の右欄に掲げる添付書類各2通を添え、証明の申請を経済産業局に行おうとする日の20日前までに、その主たる事務所の所在する都道府県の中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）に提出する。

イ. 事実確認等

- ① 中央会は、証明申請書及び添付書類の記載事項が真正であると確認した場合には、その旨申請書の下欄に記載し、当該確認済申請書を申請組合に返還する。
- ② 中央会は、①の事実確認を行う場合、別表1（省略）又は別表2のそれぞれの欄中に掲げる事項について実地の調査等を実施し、別表3（省略）によりその調査内容について経済産業局に報告する。

ウ. 証明の申請

中央会から返還をうけた確認済の証明申請書に、

- ① 物品納入等に係る証明の申請にあつては、添付書類各2通（正1通、副1通）を添えて、証明書の有効期間の始期として希望する日の20日前までに、
- ② 工事に係る証明の申請にあつては、添付書類各9通（正1通、副8通）を添えて、証明書の有効期間の始期として希望する日の30日前までに、その主たる事務所の所在する地域を管轄する経済産業局の別紙（省略）に掲げる課に提出する。

エ. 証明方法

- ① 経済産業局は、
 - a) 物品納入等に係る証明申請にあつては、申請組合が証明基準に適合しているか否かについて、必要に応じ関係省庁の意見を聴いた上で審査し、適合していると認めたときは、その旨経済産業局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）が証明を行い、様式4（省略）による証明書を交付する。
 - b) 工事に係る証明申請にあつては、申請組合が証明基準に適合しているか否かについて審査し、適合していると認めるときは、別途定める設置規定に基づき設置される官公需適格組合審査諮問委員会（以下「審査委員会」という。）の意見を聴いた上でその旨経済産業局長が証明を行い、様式5（省略）による証明書を交付する。
- ② 経済産業局及び審査委員会は①の規定による審査に当たっては、イー②の規定に基づき中央会から当該申請組合に関し報告を受けた内容を踏まえてこれ

を行う。

オ. 証明の有効期間

- ① 証明の有効期間は2年間（ただし、物品納入等のうち、平成13年1月10日付けの「競争参加者の資格に関する公示」の「資格の種類及び調達する物品等の種類」に該当するものについては3年間）とし、証明書に明示する。
- ② 工事に係る証明の有効期間の始期は、4月1日、7月1日、10月1日、1月1日のいずれか又は四半期ごとに経済産業局が定める場合にあつては、その定めた日とする。
- ③ 更新に係る証明を行う場合には、当該申請組合が初回に証明を受けた日から当該更新に係る証明の有効期間の始期までの継続証明期間を証明書に記入する。

カ. 報告請求・立入検査

経済産業局長は、この要領の施行に必要な限度において、官公需適格組合に対しその業務等に関し報告を求め、又はその職員に官公需適格組合の事務所に立入り必要な検査若しくは質問をさせることができる。

キ. 変更等の届出

官公需適格組合は、証明申請書に記載した事項について変更があつたときは、速やかにその旨書面をもって経済産業局及び中央会に通知する。

ク. 証明の取消し

- ① 経済産業局長は、官公需適格組合が次に該当すると認めるときは、証明の有効期間内においても、証明を取り消し、証明書の返還を求めることができる。
 - a) (1) -イのいずれかに該当するに至ったとき
 - b) 証明基準に適合しなくなつたと認められるとき
 - c) カの規定による報告又はケの規定による資料の提出をせず又は虚偽の報告をしたとき
 - d) カの規定による検査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は同規定による質問に対して正当な理由がなく陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき
 - e) 不正な手段により証明を受けたとき
- ② 経済産業局長は、①の規定により工事に係る官公需適格組合に対する証明を取り消そうとするときは、あらかじめ審査委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急に取り消す必要があると認められる場合にはこの限りではない。その場合には、取り消した後速やかに審査委員会にその旨を報告しなければならない。

ケ. 中間資料の提出

- ① 官公需適格組合は、証明を受けてから1年を経過したときは、経過した日より1ヶ月以内に最近1年間の決算関係書類、収支予算書及び事業計画書を経済産業局及び中央会に提出しなければならない。

② 経済産業局は、提出を受けた決算関係書類等により官公需適格組合の実情を把握し、適宜指導することができる。

③ 中央会は、提出を受けた決算関係書類等により官公需適格組合の実情を把握しておく。

コ. 証明等の公表

経済産業局は、証明を行った場合又は取り消した場合には速やかにその旨を経済産業省の公報に公表する。

サ. 中小企業庁への報告

経済産業局は、証明を行った場合又は取り消した場合には、四半期ごとにそれぞれ様式6（省略）又は様式7（省略）により中小企業庁へ報告する。

（4）発注機関からの問い合わせ

経済産業局は、発注機関からの問い合わせについては、口頭等簡易な方法により処理することができる。

2. 競争契約参加資格申請書内容確認

（1）対象組合

発注機関から問合せのあった組合及び官公需適格組合の証明を受けた組合であって申請のあったもの

（2）申請手続

組合は、様式8（省略）による競争契約参加資格申請書の内容確認申請書4通（正1通、副3通）に官公需適格組合証明書の写し1通、審査対象組合の決算書類4通及び事業計画書4通を添付して、中央会に提出する。

（3）内容確認

中央会は、（2）の内容確認申請書に添付された競争契約参加資格申請書の記載事項が真正であると認めた場合には、その旨当該申請書の下欄に記載し、当該確認済申請書を申請組合に返還する。

（4）発注機関からの問合せ

中央会は、発注機関からの問合せについて口頭等簡易な方法により処理することができる。

附則

1 本要領は、昭和61年7月1日から施行する。

2 昭和42年9月30日付け42企庁第1389号「官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領」は昭和61年6月30日をもって廃止する。

附則（平成7年10月27日付け7企庁第1562号）

この改正は、平成7年10月27日から施行する。

附則（平成10年3月26日付け平成10・03・25企庁第1号）

この改正は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 12 年 10 月 27 日付け平成 12・10・18 企庁第 6 号）

1 この改正は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する

2 この改正前の証明であつて、この改正の際限に有効なものは、その有効期間が満了することとなる日までその効力を有する。

附則（平成 13 年 2 月 27 日付け平成 13・02・15 中庁第 1 号）

この改正は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

別表 2

証 明 基 準		調 査 事 項	添 付 書 類
項 目	基 準		
1. 共同事業の 協調性・円滑性	① 共同受注事業を1年以上行っており、証明申請日の前1年間において、相当程度の共同受注の実績があること。 ② 組合の定款において、組合員が自由脱退する場合の予告期間を1年としていること。 ③ 証明申請日の前1年間（2回目以降の申請（更新の場合を含む。以下同じ。）の場合にあつては2年間の間）において、組合と組合員とが同一の官公需の競争入札に応札したことがないこと。 ④ その他組合の共同事業に関し、組合員の協調裡に円滑に行われていること。	該事実の有無 共同事業の遂行の状況	a. 登記簿謄本 b. 定款 c. 組合員名簿 d. 直前2年間の工事経歴書 e. 直前2年間の脱退組合員名と脱退の理由 f. 直前2年間の脱退組合員が施工を担当した工事の名称と被配分額 g. 共同受注を希望する工事種別ごとの直前2年間の年間平均工事高 h. 基準1－③の該当事実の有無 i. 事業計画書 j. 総会及び理事会の議事録（直前2年間のもの）
2. 官公需の受注 に関する熱心度	① 官公需の受注に関し、熱心な指導者がいること。 ② 国等に資格審査を申請し、審査決定を受けていること（2回目以降の申請の場合。）。		a. 組合指導者の組合事業に関連する経歴書 b. 資格登録先及び審査決定による格付の一覧表

証 明 基 準		調 査 事 項	添 付 書 類
項 目	基 準		
3. 共同受注体制	① 事務局常勤役職員が次のようであること。 イ. 公共性のある工事であって、工事1件の請負代金の額が1,500万円以上のもの（電気工事、管工事、電気通信工事又はさく井工事にあつては500万円以上）を請け負おうとする組合にあつては、事務局常勤役員が1名以上、常勤職員が2名以上おり、当該役職員のうち2名以上が技術職員であること。 ロ. 上記以外の工事を請け負おうとする組合にあつては、事務局常勤役職員が2名以上いること。 ② 組合独自の事務所を有していること。 ③ 共同受注担当役員が定められていること。 ④ 共同受注担当役員を含めた若干名をもって構成する共同受注委員会が設置されていること。 ⑤ ①のイに掲げる組合にあつては、組合の役員及び技術者が中心となり、共同受注に係る工事の施工の基本方針等についての総合的な企画及び調整を行う企画・調整委員会が設置されていること。	事務局体制の確立の状況	a. 組合事務所一覧表 b. 事務局役職員の—one覧表（氏名及び担当業務、常勤・非常勤の有無、組合による雇用関係の有無） c. 建設業の経営業務の管理責任者の経歴書 d. 技術職員の資格を証明するもの及び実務経歴 e. 役職員の給与の源泉徴収票 f. 組合事務所の所有又は貸借を証する書類の写し g. 共同受注委員会規約 h. 共同受注委員会規約の決議書（総会議事録） i. 共同受注委員委嘱状の写し j. 企画・調整委員会規約 k. 企画・調整委員会規約制定の決議書（総会議事録） l. 企画・調整委員委嘱状の写し

証 明 基 準		調 査 事 項	添 付 書 類
項 目	基 準		
3. 共同受注体制	⑥ 次の内容を有する官公需共同受注規約が定められていること。 イ. 組合が受注しようとする工事の種類及び規模 ロ. 共同受注に係る工事についての具体的かつ公正な配分基準 ハ. 組合技術職員が共同受注に係る工事の現場において、施工組合員の技術職員との密接な連絡の下に技術上の総合的な監督指導に当たる旨 ニ. 組合の役員及び共同受注に係る工事を施工した組合員が当該工事に関し連帯して責任を負う旨 ホ. 共同受注に係る工事を施工した組合員が脱退する場合には、当該案件に関し脱退後においても連帯して責任を負う旨の取決めを組合との間で交わす旨 ⑦ ④の共同受注委員会及び⑤の企画・調整委員会が適正に運営が行われ、⑥の共同受注規約に従って組合運営が行われていること（2回目以降の申請の場合。） ⑧ 共同受注に係る工事に関する検査体制が確立されていること。 ⑨ その他共同受注体制に関し、問題があると認められるものでないこと。	共同事業の遂行の状況 I. 共同受注委員会の運営の状況 II. 企画・調整委員会の運営の状況 III. 配分の状況 IV. 組合の技術職員による監督・指導の状況 V. 実際の責任体制の確立の状況、検査体制の確立の状況	m. 官公需共同受注規約 n. 官公需共同受注規約制定の決議書（総会の議事録） o. 直前2年間の配分状況 p. 検査員委嘱書類

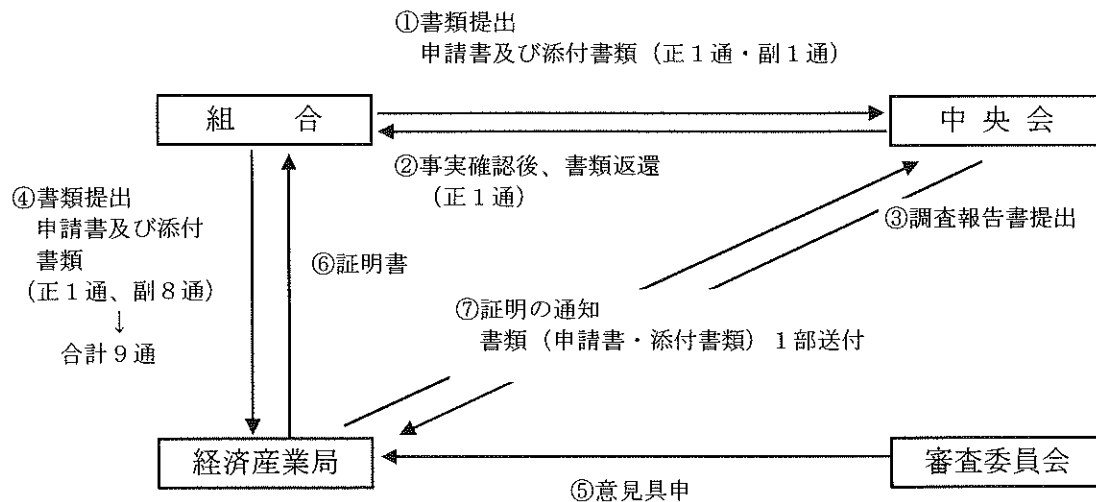
証 明 基 準		調 査 事 項	添 付 書 類
項 目	基 準		
4. 経理的基礎	① 組合運営を円滑に遂行するに足りる経常的收入があること。 ② 自己資本、資金調達力、欠損状況その他の観点からみて工事を履行するに足りる経理的基礎を有すると認められること。 ③ その他経理的基礎又は金銭的信用の面で問題があると認められるものでないこと。		a. 決算関係書類 b. 収支予算書
5. その他	① 組合又は組合員に予算決算及び会計令第71条第1項各号に該当する事実がないこと。 ② その他組合の共同事業の遂行、組合及び組合員の労働福祉の状況、社会的信用その他の面で著しい問題があると認められるものでないこと。 ③ 官公需の受注に関し中小企業団体中央会の指導を受けていること。	該事実 — の有無 指導の状況	要領を理解する旨並びに1. ③及び5. ①の事項についての誓約書

Ⅱ．官公需適格組合証明申請等にかかる手続のあらまし

官公需適格組合証明（申請・更新）の流れ (工事)

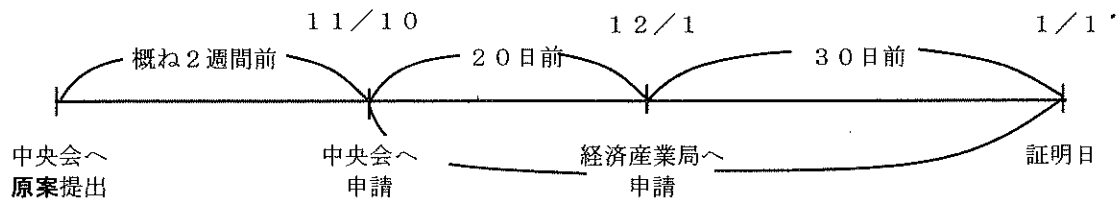
官公需適格組合制度の熟知(全組合員)	
	参考資料 証明基準一覧表
各種 規約類の作成	
	共同受注委員会規約、 官公需共同受注規約、 共同受注検査委員会規約、 共同受注検査員服務規程 企画・調整委員会規約（イの場合）、 配分基準、 共同受注検査規約、
総会による議決	
	官公需適格組合新規申請を行う旨 上記 規約・規程制定議決、（必要に応じて）定款第7条・第12条変更議決
理事会による決議・担当役員決定・委員の委嘱	
	官公需適格組合継続申請を行う旨 共同受注委員・検査委員・検査員・企画調整委員 委嘱 受注担当役員 決定
官公需適格組合証明申請書・添付書類一式 作成(正1通・副2通)	
	参考資料 証明基準一覧表 参考様式 当中央会 ホームページ参照 http://www.tokyochuokai.or.jp/
東京都中小企業団体中央会へ申請	
	証明基準に基づき（工事20日間）で確認 確認後 正1通・副1通 組合へ返還
関東経済産業局 産業部 中小企業課へ申請(正1通・副8通 計9通)	
	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館 証明基準・手続に基づき諮問審査委員会をへて（工事30日間）で証明
官公需適格組合証明 交付	
中間資料 提出（証明取得1年後から1ヵ月以内） 官公需適格組合変更届 提出（申請書の内容に変更がある場合）	
	中間資料 内容（決算関係書類・事業計画・収支予算） 【継続する場合】証明期限の50日前までに
官公需適格組合証明申請書・添付書類一式 作成(正1通・副2通) → 東京都中小企業団体中央会へ継続申請	
	以下、新規申請時と同様の手続

(工事) フローチャート図

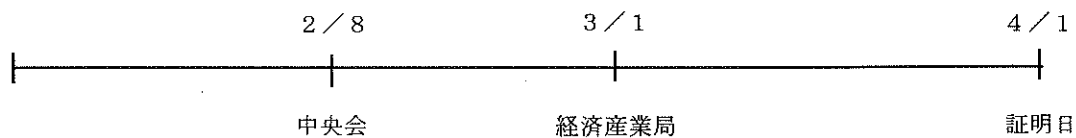


- 工事**
- ア. 組合は、証明日の50日前までに中央会に申請すること。
 - イ. 工事に係る証明の申請は、年4回に限られるので注意すること。

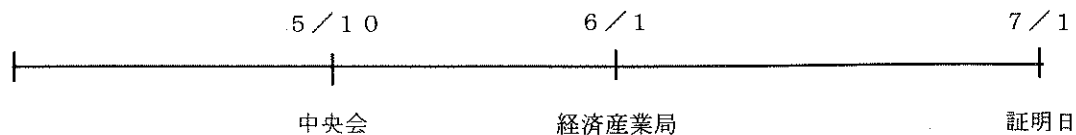
① 1月1日の
証明日



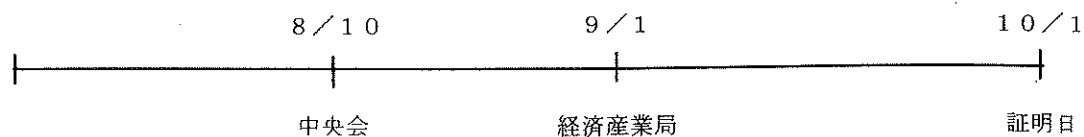
② 4月1日の
証明日



③ 7月1日の
証明日



④ 10月1日の
証明日



(工事)証明の種類による条件の相違点

証 明 の 種 類	3. ①イ. の証明	3. ①ロ. の証明
共同受注対象工事の 1件当たり請負代金	1,500万円(500万円)以上	1,500万円(500万円)未満
事務局常勤役職員数	3人以上	2人以上
経営業務管理責任者	必要	必要 (建設業許可を必要としない工事のみを請け負う組合は不要)
技術者数	専任技術者・主任技術者 各1人以上	専任技術者1人
建設業許可	要	要(場合により不要)
官公需適格組合証明 申請に係る工事の種類	許可に係る工事の種類のうち主 任技術者(又は監理技術者)の 資格に係わる工事の種類	①建設業許可取得組合 許可に係る工事の種類 すべて ②建設業許可を取得していない組合 (建設業許可を必要としない工事のみを請け負う組合) 受注しようとする工事の種類 のすべて
官公需共同受注事業 企画・調整委員会規約	必要	規約を設定しても可
官公需共同受注事業 企画・調整委員会の設置	必要	規約を設定した組合は必要

Ⅲ. 官公需適格組合証明申請書（記載例）

官公需適格組合証明申請書

官公需適格組合の証明を得たく、「官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領」（昭和61年6月9日付け61企庁第834号）に基づき、別記事項及び別添書類の記載事項についての事実確認及び官公需適格組合証明基準に適合していることの証明を申請します。

平成 年 月 日

東京都中小企業団体中央会

会長 大村 功 作 殿

関東経済産業局長

殿

〒

郵便番号・住所

電 話

組 合 名

代表者氏名 代表理事

㊟

申請者〇〇〇〇協同組合の官公需適格組合証明申請に係る記載事項については、事実と相違ないことを確認します。

平成 年 月 日

東京都中小企業団体中央会

会長 大村 功 作 ㊟

(1) 組合の概要

① 設立年月日 (登記)

平成 年 月 日

② 組合の事業 (組合の定款に規定されている事業を記載します。)

(例) イ. 組合員のためにする〇〇〇〇工事の共同受注及び共同施工

ロ. 組合員の取り扱う〇〇〇〇の共同購買

ハ. 組合員に対する事業資金の貸付け (手形の割引を含む。) 及び組合員のためにするその借入れ

ニ. 株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策金融公庫、銀行、信用金庫、信用協同組合に対する組合員の債務の保証又はこれらの金融機関の委任を受けてする組合員に対するその債権の取立て

ホ. 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供

ヘ. 組合員の福利厚生に関する事業

ト. 前各号の事業に附帯する事業

③ 共同受注しようとする工事の種類

(官公需共同受注規約に規定する工事の種類を記載します。 「建設工事の業種」60ページ参照。)

〇〇工事 〇〇工事 〇〇工事

④ 組合の地区 (事業協同組合の場合、定款第3条の規定を記載します。)

例: 本組合の地区は、東京都〇〇区、〇〇区及び〇〇区の区域とする。

例: 本組合の地区は、東京都、〇〇県及び〇〇県の区域とする。

⑤ 第1回官公需適格組合取得年月日 (証明日を記載します。)

・ 今回が第1回目 (新規の場合。)

・ 平成 年 月 日 (第2回目以降の場合。)

⑥ 組合員の資格及び組合員数 (理事数)

イ. 組合員資格 (事業協同組合の場合、定款第8条の規定を記載します。)

・ 〇〇工事業を行う事業者であること。

・ 本組合の地区内に事業場を有すること。

ロ. 組合員数 〇〇人

ハ. 理 事 数 〇人（定款規定 〇人以上〇人以内）

※ 組合員数及び理事数は申請日時点のものを記載します。

⑦ 設立後現在に至るまでの組合の組織の変遷（年代順に記載します。）

※ 組合員数、事務所の所在地、出資金等組合組織に係るものについて経過を記載します。

平成〇〇年〇月〇日

創立總會

代 表 理 事 〇 〇 〇 〇 就任

事務所設置 東京都〇〇区〇丁目〇番〇号

組 合 員 数 〇人 理事数 〇人

平成〇〇年〇月〇日 組合設立年月日

平成〇〇年〇月〇日

- ・ 出資口数〇〇口、出資総額〇〇〇円に変更登記。組合員〇人となる。
- ・ 主たる事務所移転
 東京都〇〇区〇丁目〇番〇号に変更登記
- ・ 代表理事 〇 〇 〇 〇 就任（人物が変更になった場合）
- ・ 定款第〇条変更（ ）
 旧 理事 〇人以上〇人以内 新 〇人以上〇人以内
- ・ 関東経済産業局より官公需適格組合証明を受ける。（関東経済産業局 第 号）

※ 1 定款変更については、登記事項は登記日で、それ以外は認可日で記載します。

※ 2 出資の変更、代表理事の変更は、登記日で記載します。

※ 3 官公需適格組合証明取得年月日は、証明日で記載します。

⑧ 設立後現在に至るまでの共同事業の推移

・共同受注事業

（単位：円）

事業年度	発 注 者 区 分	受 注 金 額
平成 年度	—	※ 年度合計を記載
平成 年度	官 公 需 民 需	
合 計		

次ページへ続く。

平成 年度	官 公 需 民 需	
合 計		

※1 組合で行った定款記載の共同受注事業の推移の合計全額を記載します。

※2 直前2年間については、官公需と民需に分けて記載します。

(2) 取得している建設業の許可

イ. 許可番号 東京都知事 許可(般又は特一〇)第 〇〇〇〇〇 号

ロ. 許可年月日 平成〇〇年〇月〇日

ハ. 建設業の種類 〇〇工事業 〇〇工事業

(ここでは業種を記載します。「建設工事の業種」60ページ参照。)

(3) その他組合が行う共同受注事業について許可、認可、登録又は届出

イ. 〇〇〇〇〇の許可 平成 年 月 日 許可番号 行政庁名

ロ. 〇〇〇〇〇の認可 平成 年 月 日 認可番号 行政庁名

ハ. 〇〇〇〇〇の登録 平成 年 月 日 登録番号 行政庁名

ニ. 〇〇〇〇〇の届出 平成 年 月 日 届出番号 行政庁名

(競争入札参加資格の登録は、該当しません。)

(4) 証明を受けようとする工事の種類

〇〇〇〇工事 〇〇〇〇工事

(建設業法別表の上覧に掲げる区分を記載します。「建設工事の種類」60ページ参照。)

(5) 組合員数及び組合員の行う工事の種類別内訳

イ. 組合員数 〇〇人

ロ. 工事の種類別内訳

〇〇一式工事 〇人 〇〇工事 〇人

〇〇一式工事 〇人 〇〇工事 〇人

(建設業法別表に掲げる区分により、組合員の取得している建設業許可別に記載します。「建設工事の種類」60ページ参照。)

(6) ① 定款に共同受注事業を記載した日

平成 年 月 日

(設立登記の日、あるいは当該事業追加の定款変更認可後の登記日を記載します。)

② 証明申請書の前1年間における共同受注件数及び実績額

○件 ○○○○○○○円

(直近1事業年度について記載します。)

(7) 共同事業遂行に際しての紛争及び規約等の違反者の有無

※ 違反者が無ければ、「該当者なし」と記載します。

(8) 組合指導者の氏名及び役職

○ ○ ○ ○ 代表理事 (理事長)

(9) 技術職員の氏名及び資格

(例) 専任技術者 ○○○○ ○級建築士

〃 □□□□ ○級土木施工管理技士

主任技術者 △△△△ ○級建築士

〃 ***** ○級土木施工管理技士

(組合事務所の専任技術者又は工事現場担当の主任技術者の別に記載します。)

(10) 共同受注担当役員及び共同受注委員の氏名

(例) 共同受注担当役員 ○ ○ ○ ○ (専務理事)

共同受注委員 (委員長) ○ ○ ○ ○ (専務理事)

〃 (副委員長) ○ ○ ○ ○ (組合員)

〃 ○ ○ ○ ○ (組合員)

〃 ○ ○ ○ ○

(共同受注委員のメンバーに、共同受注担当役員を最低1人含めて下さい。)

(11) 企画・調整委員の氏名 (証明基準の別表2の3. ①のイに該当する組合のみ必要です。)

(例) 委員長 ○ ○ ○ ○ (専務理事)

委員 ○ ○ ○ ○ (理事)

〃 ○ ○ ○ ○ (1級土木施工管理技士)

※ 恒常的な委員である組合役員及び組合技術者等の身分を明示すること。

(12) 官公需共同受注規約を定めた日

平成 年 月 日 (第○回○○総会)

(13) 組合が受注しようとする工事の種類（業種）及び規模（金額）

イ. ○○○工事業 ○○○円以上

ロ. □□□工事業 △△△円以上

※ 官公需共同受注規約第2条及び「建設工事の種類」60ページ参照。

(14) 配分基準の要旨

(例) 本組合は下記の事項を勘案し、共同受注委員会の決定に基づき公平に配分を行う。

イ. ○○○○

ロ. ○○○○

(15) 共同受注に係る工事に関する検査体制

例： 共同受注検査委員会規約を制定し、これに基づき検査委員○人を委嘱し検査体制を確立している。共同受注検査規約及び共同受注検査員服務規程を制定し、これに基づき検査員○人を委嘱して検査体制を確立している。

例： 共同受注検査規約及び共同受注検査委員会規約を制定し、これに基づき検査員○人、検査委員○人を委嘱して検査体制を確立している。

(16) 出資金の総額及び1口当たりの出資金額

イ. 出資金の総額 ○○○○○ 円

ロ. 出資1口の金額 ○○○○○ 円

(17) 自己資本の額（貸借対照表上の純資産の部の合計を記載します。）

○○○○○ 円

(18) 欠損の額（当期の未処理損失額（赤字）が法定準備金及び任意積立金の合計額を上回る額）及びその出資総額に占める割合

(19) 流動比率（（流動資産／流動負債）×100）

○○○ %

IV. 官公需適格組合証明申請書添付書類（書式）

添 付 書 類 一 覧 表

1. 登記簿謄本
- 2. 定款
3. 組合員名簿 (23 ページ参照)
4. 直前2年間の工事経歴書 (24 ページ参照)
5. 直前2年間の脱退組合員名と脱退の理由 (25 ページ参照)
6. 直前2年間の脱退組合員が施工を担当した工事の名称と被配分額 (26 ページ参照)
7. 共同受注を希望する工事種別ごとの直前2年間の年間平均工事高 (27 ページ参照)
8. 事業計画書
9. 総会及び理事会の議事録
- 10. 組合指導者の組合事業に関連する経歴書 (28 ページ参照)
11. 資格登録先及び審査決定による格付の一覧表 (29 ページ参照)
- 12. 組合事務所一覧表 (30 ページ参照)
13. 事務局役職員の一覧表 (31 ページ参照)
- 14. 建設業の経營業務の管理責任者の経歴書 (32 ページ参照)
15. 技術職員の資格を証明するもの及び実務経歴 (33 ページ参照)
16. 役職員の給与の源泉徴収票
17. 組合事務所の所有又は賃借を証する書類の写し
- 18. 共同受注委員会規約 (34 ページ参照)
- 19. 共同受注委員会規約制定の決議書 (総会議事録) (36 ページ参照)
20. 共同受注委員委嘱状の写し (38 ページ参照)
- 21. 企画・調整委員会規約 (39 ページ参照)
- 22. 企画・調整委員会規約制定の決議書 (総会議事録) (36 ページ参照)
23. 企画・調整委員委嘱状の写し (41 ページ参照)
- 24. 官公需共同受注規約 (42 ページ参照)
- 25. 官公需共同受注規約制定の決議書 (総会議事録) (36 ページ参照)
26. 直前2年間の配分状況 (51 ページ参照)
27. 共同受注検査委員委嘱状の写し (57 ページ参照)
28. 共同受注検査員委嘱状の写し (58 ページ参照)
29. 決算関係書類
30. 収支予算書
31. 誓約書
32. 建設業許可書の写し

- ※1 中央会提出分については、事実確認のため上記すべての書類をご提出下さい。併せて、共同受注工事検査委員会規約、共同受注工事検査規約、共同受注工事検査員服務規程（52ページ～56ページ参照）もご提出下さい。
- ※2 更新時における関東経済産業局提出分については、上記○印を付した添付書類に限り、その内容に変更がないことを組合の宣約（「23. 契約書」）及び中央会の事実確認により確認できる場合には、提出を省略することができます。
- ※3 上記○印を付した添付書類を省略する場合には、項目を削除せず下記の通りに記載して下さい。
（例）2. 定款……………（省略）
- ※4 共同受注事業に関連する議案を審議した理事会議事録については省略できません。

組 合 員 名 簿

社名（屋号）、 代表者氏名	住 所	出資 口数	業 種 (許認可番号)	資 本 の 額 又は 出資の総額	常用 従業員数
〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇 〇 〇 〇	東京都中央区 銀座 2-10-18	口	建設業 都知事(般-〇)第〇〇〇号 () () () ()	万円	人
● ● 株 式 会 社 代表取締役 〇 〇 〇 〇	東京都新宿区 西新宿 2-1-1		建設業 大臣(特-〇)第〇〇〇号 () () () ()		
合 計	組 合 員 数 〇人 出資1口の金額 〇万円 出 資 口 数 〇口 出 資 総 額 〇〇〇万円				

※1 「資本の額又は出資の総額」の欄には、組合員企業の資本の額を記載します。

※2 建設業許可を取得している建設工事の種類については、略号で記載します。
(60ページ参照)

※3 建設業許可については有効期限に留意すること。

直 前 2 年 間 の 工 事 経 歴 書

(建設工事の種類)

工事

平成〇〇年度

注文者	元請又は 下請の区別	工 事 名	工事場所の ある 都道府県名	請負代金の額	着 工 年 月 日
					----- 完 成 又 は 完成予定年月日
				千円	平成 年 月 日
					平成 年 月 日
					平成 年 月 日
					平成 年 月 日
					平成 年 月 日
					平成 年 月 日
合 計				千円	—

(建設工事の種類)

工事

平成〇〇年度

注文者	元請又は 下請の区別	工 事 名	工事場所の ある 都道府県名	請負代金の額	着 工 年 月 日
					----- 完 成 又 は 完成予定年月日
				千円	平成 年 月 日
					平成 年 月 日
					平成 年 月 日
					平成 年 月 日
					平成 年 月 日
					平成 年 月 日
合 計				千円	—

- ※1 建設工事の種類（60ページ参照）毎に作成すること。
- ※2 直前2年間の主な完成工事及び着工した主な未完成工事について記載すること。
- ※3 官公需だけでなく民需も記載すること。
- ※4 下請工事については、「注文者」の欄には直接注文をした元請人の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には下請工事の名称を記載すること。

直前2年間の脱退組合員名と脱退の理由

組 合 員 名	脱 退 の 理 由	脱 退 年 月 日
○○株式会社 代表取締役 ○○○○		平成 年 月 日

※1 直前事業年度終了後から申請日までに生じた法定脱退者及び自由脱退者についての脱退年月日欄は括弧書きとすること。

※2 脱退組合員がない場合は「なし」と記入する。

直前２年間の脱退組合員が施工を担当した工事の名称と被配分額

組合員名	注文者	工事名	工事場所のある都道府県名	被配分額	着工年月 完成又は完成予定年月

- ※１ この表は、脱退組合員ごとにまとめて作成すること。
- ※２ この表は、脱退組合員が施工を担当した、又は共同施工に参画した直前２年間の主な完成工事及び直前２年間に着工した主な未完成工事について記載すること。なお共同施工の場合の「被配分額」の欄は、上段に受注総額、下段に脱退組合員の請負に应ずる額を記載すること。
- ※３ 下請工事については、「注文者」の欄には、直接注文した元請負人の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には下請工事の名称を記載すること。

共同受注を希望する工事種別ごとの直前2年間の年間平均工事高

競争に参加を希望する 工 事 種 別	直前2年の各事業年度の決算に基づく工事金額		直 前 2 年 間 の 年 間 平 均 完 成 工 事 高
	前々の事業年度	直前の事業年度	
	自 平成 年 月 至 平成 年 月	自 平成 年 月 至 平成 年 月	
〇〇〇〇 工事	千円	千円	
〇〇〇〇 工事			
工事			
工事			
計			

※ 直前2年の各事業年度に含まれる月数の合計（以下「合計月数」という。）が24ヵ月に満たない場合における直前2年間の年間平均完成工事高は、次に掲げるところによる。

1. 合計の月数が12ヵ月を超えるときは、各事業年度の工事施工金額の合計額を合計月数で割り、さらに1.2倍して得た額とする。
2. 合計月数が12ヵ月を超えないときは、各事業年度の工事施工金額の合計額、異業種組合又は企業組合にあっては、各組合の直前2年間の年間平均完成工事高の合計額とする。

組合指導者の組合事業に関連する経歴書

平成 年 月 日

組合指導者氏名 理事長 ○ ○ ○ ○

現 住 所

生 年 月 日

自 昭和 年 月 ○○市○○町○○事業所において○○工事の企画、施工の技術を習得する。

至 昭和 年 月

自 平成 年 月 ○○市○丁目○番において○○○○の事業主として○○工事の企画施工、監督に従事する。

至 平成 年 月

自 平成 年 月 有限会社○○事業所を設立し、代表取締役として現在に至る。

自 平成 年 月 ○○○建設業協同組合を設立し、理事長として○○工事の企画施工、監督に従事する。現在に至る。

資格登録先及び審査決定による格付一覧表

発注機関名		登録の種類	資格等級	登録有効期間
国 等				
地方公共 団体				
計	カ所			

※ 更新の場合、資格登録がなければ更新できません。

組 合 事 務 所 一 覧 表

事 務 所			
名 称	許可を受けた建設業	所 在 地	電 話 番 号
(主たる事務所)			
(従たる事務所)			
計 数			

※1 事務所の欄には主たる事務所、もしくは従たる事務所を記載すること。

※2 「許可を受けた建設業」の欄には、許可を受けた建設業のうち、当該事務所において行う建設業を略号で記載すること。

事 務 局 役 職 員 の 一 覧 表

役職・氏名	担当業務	常勤・非常勤の別	雇用関係の有無
(主たる事務所)			
(従たる事務所)			

建設業の経営業務の管理責任者の経歴書

現住所		
氏名		生年月日： 年 月 日
主・従事務所の別及び事務所名		
最終学歴		
役名		
組合との関係		
職歴	期 間	従事した職務内容
	自 年 月 日	
	至 年 月 日	

技術職員の実務経歴書

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日

学 歴

年 月 ○○○○工業高等学校土木科卒業

(最終学歴を記載して下さい。)

職 歴

年 月 ○○○○株式会社に就職

年 月 ○○○○株式会社取締役就任

年 月 ○○○○株式会社退職

年 月 ○○○○協同組合入社

年 月 ○○○○○○工事

年 月 ○○○○○○工事

年 月 ○○○○○○工事

現在に至る

(施工を担当した工事経歴について具体的に記載して下さい。)

資 格

年 月 1級土木施工管理技士 取得 (No.○○○)

年 月 2級舗装施工管理技術者 取得 (No.○○○)

年 月 2級管工事施工管理技士 取得 (No.○○○)

※ 資格証・監理技術者証のコピーを添付して下さい。

共同受注委員会規約（例）

（目 的）

第1条 本組合は、定款第○条第○号の事業（以下「共同受注事業」という。）の円滑な運営を図るため共同受注委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、理事会の諮問に応じ、又は官公需共同受注規約（工事共同施工・工事分担施工）第○条第○項に定める各号に関する事項について、理事会に意見を具申する。

（委 員）

第2条 委員の定数は○人とし、本組合の役員、組合員及び学識経験のある者のうちから理事会の議を経て理事長が委嘱する。

2 委員の任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

3 第1項に定める委員の定数を欠くこととなった場合は、すみやかに補充しなければならない。

4 補欠（定数の増加に伴う場合の補充を含む。）のため委嘱された委員の任期は、第2項の規定にかかわらず現任者の残任期間とする。

（注1） 委員の定数に幅を設けるときは、定数の上限と下限の差が1人のときは、「何人又は何人」と、定数の上限と下限の差が2人以上のときは「何人以上何人以内」と記載すること。ただし、後者の場合、定数の上限と下限の幅は、できるだけ少なくすること。

（注2） 第1項で（注1）の記載方法を用いた組合にあっては、第3項の「委員の定数を欠くこととなった・・・・・・」は「委員の定数の下限の員数を欠くこととなった・・・・・・」と記載すること。

（委 員 会）

第3条 委員会に委員長1人、副委員長○人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長は委員会の会務を総理し、委員会の議長となる。

4 議長は、委員として委員会の議決に加わる権利を有しない。

5 委員長に事故があるときは、副委員長がこれを代行する。

（注）副委員長が複数のときは、第5項を次のように記載すること。

5 委員長に事故があるときは、あらかじめ本委員会において定めた順位に従い、副委員長がこれを代行する。

（委員会の招集）

第4条 委員会は、理事長の要請のあったとき、その他必要に応じて委員長が招集する。

（委員会の議事）

第5条 委員会の議事は、委員の過半数が出席し、その過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員の秘密保持義務)

第6条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を洩らしてはならない。

(特別利害関係ある委員の議決参加)

第7条 委員会の議決につき、特別の利害関係を有する委員は、その議決に参加することができない。

2 前項の規定により議決に参加することができない委員の数は、第5条の委員の数に算入しない。

(委員会の議事録)

第8条 委員会の議事録は、議長及び出席した委員が作成し、これに署名するものとする。

2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 委員数及び出席した委員数
- (3) 議事の経過の要領
- (4) 議案別の議決の結果

(その他)

第9条 この規約に定めのない事項については、理事会において決定する。

附 則

この規約は平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

臨時総会議事録（例）

1. 総会の種類 第〇〇回臨時総会
2. 招集年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
3. 開催日時 平成〇〇年〇〇月〇〇日 午前（午後）〇〇時〇〇分
4. 開催場所 東京都〇〇区・市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号「〇〇〇〇会議室」
5. 組合員総数 〇〇人
6. 出席組合員数 〇〇人（本人出席〇〇人 委任状出席〇〇人 書面出席〇〇人）
7. 出席理事の氏名
〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇
8. 出席監事の氏名
〇〇〇〇、〇〇〇〇
9. 開催場所に存しない理事・監事の氏名及び出席方法
該当なし。
10. 議長の氏名
〇〇〇〇
11. 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇
12. 議長選任の経過
定刻に至り司会者〇〇〇〇開会を宣し、続いて代表理事（理事長）〇〇〇〇が挨拶した。司会者から本日の第〇〇回臨時総会は定足数を満たしたので有効に成立する旨を告げたのち、議長の選出方法について諮ったところ、満場一致をもって〇〇〇〇議長に選任された。続いて議長から挨拶ののち議案の審議に入った。
13. 議事の経過の要領及びその結果（議案別の可決、否決の別及び賛否の議決権数）
第 号議案 官公需適格組合の証明取得及び申請並びに官公需適格組合に関する諸規約及び配分基準等制定の件
議長は、組合として官公庁からの受注を行っていくためには、官公需適格組合証明の取得が必要である旨説明し、その申請について諮ったところ、満場異議なく可決決定した。
議長は、官公需適格組合証明の取得及び申請が決定されたことを受け、官公需適格組合に関する諸規約及び配分基準等制定の件を上程、別紙
(1) 共同受注委員会規約
(2) 官公需共同受注事業企画・調整委員会規約

- (3) 官公需共同受注規約
- (4) 官公需共同受注配分基準
- (5) 共同受注検査委員会規約
- (6) 共同受注検査規約
- (7) 共同受注検査員服務規程

を〇〇に朗読、説明させ、議長はこれを議場に諮ったところ、満場異議なく別紙原案通り可決決定した。

第〇号議案〇〇〇〇の件

- 1 4. 監事が、総会において監事の選任、解任若しくは辞任について述べた意見又は総会において述べた監事の報酬等についての意見の内容の概要
該当なし。
- 1 5. 監事が報告した会計に関する議案又は決算関係書類に関する調査の結果の内容の概要
該当なし。

以上をもって第〇〇回臨時総会の議案全部の審議を終了したので、議長は退任の挨拶を行い、司会者から閉会を告げ散会した。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇組合第〇回臨時総会

議長（理事）	○	○	○	○	印
出席理事	○	○	○	○	印
〃	○	○	○	○	印
〃	○	○	○	○	印

- ※1 上記のように一括で各規約、規定を定めた場合、議事録は1部で良い。
違う日に定めた場合は、それぞれの総会議事録が必要。
- ※2 原本認証を行うこと。

この議事録は原本の写しに相違ありません。

○ ○ ○ ○ 組合
代表理事 ○ ○ ○ ○

委 嘱 状

殿

官公需共同受注委員を委嘱する。

平成 年 月 日

住 所

組 合 名

理事長名

印

官公需共同受注事業企画・調整委員会規約（例）

（目 的）

第1条 官公需共同受注規約第8条に定める官公需共同受注事業企画・調整委員会（以下「委員会」という。）は、本組合が共同受注した官公需に係る工事の施工現場において、当該工事の施工の基本方針等についての総合的な企画及び調整を行い、もって当該工事の円滑な遂行を図ることを目的とする。

（委員会の設置）

第2条 委員会は、工事施工現場ごとに設置しなければならない。

（委 員）

第3条 委員会の委員は、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

2 委員の構成は、次のとおりとする。

- （1）組合の役員若干名
- （2）組合の技術職員
- （3）施工担当組合員

3 委員会には、必要に応じて外部から設計、技術等の関係者及び必要と認められる者を陪席させ、意見を聞くことができる。

（委 員 長）

第4条 委員長は、委員の中から互選する。

（委 員 会）

第5条 委員会は、必要により随時開催する。

2 委員会の議事は、全員一致によって決する。

（委員会の議決事項）

第6条 委員会は次に掲げる事項を議決する。

- （1）委員会の運営の基本に関する事項
- （2）受注した工事の施工方針及び施工基本計画に関する事項
- （3）受注した工事の実行予算の作成及び管理に関する事項
- （4）工事施工現場の業務分担に関する事項
- （5）共通費用算入に関する事項
- （6）施工担当組合員の提出する工事用資機材の賃借料に関する事項
- （7）工事施工現場の安全衛生管理規程及び安全衛生管理計画に関する事項
- （8）工事施工現場の管理諸規程に関する事項
- （9）工事施工現場の人員配置に関する事項
- （10）労務管理及び安全衛生管理に関する事項

(11) 工事原価計算及びその管理に関する事項

(12) その他工事施工現場の施工管理に必要な事項

2 前項に掲げる事項について委員会が議決した場合は、理事長に報告し、承認を得なければならない。

(注) 工事分担施工の場合は

第6条第1項第6号を削除し、以下の条文を繰り上げること。

(委員会の議事録)

第7条 委員会の議事録は、議長及び出席した委員が作成し、これに署名するものとする。

2 議事録には、議案別に、賛成した委員の氏名及び反対した委員の氏名を記載することを要する。

(委員会の解散)

第8条 委員会は、当該工事が完成した後、理事会の承認を経て解散する。

(その他)

第9条 この規約に定めのない事項については、理事会において決定する。

附 則

この規約は平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

委 嘱 状

殿

官公需企画・調整委員を委嘱する。

平成 年 月 日

住 所

組 合 名

理事長名



官公需共同受注（工事共同施工）規約（例）

（目 的）

第1条 この規約は、本組合が定款第〇条第〇号に掲げる事業のうち、官公庁及び地方公共団体から工事の共同受注（以下「官公需共同受注」という。）を行うために必要な事項を定め、もって官公需共同受注事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

（官公需共同受注の対象工事）

第2条 本組合は、次に掲げるものを官公需共同受注の対象とする。

- （1）1件〇〇千円以上の受注金額となる☆☆工事
- （2）1件〇〇千円以上の受注金額となる△△工事
- （3）1件〇〇千円以上の受注金額となる□□工事

・

・

・

（〇）前各号に定める工事に付帯する工事

※共同受注対象工事の1件当たりの請負代金

工事イの証明→1, 500万円（電気工事、管工事、電気通信工事、さく井工事
については500万円）以上

工事ロの証明→1, 500万円（電気工事、管工事、電気通信工事、さく井工事
については500万円）未満

（工事の施工主体等）

第3条 官公需共同受注事業に係る工事の施工主体は組合とする。

（理事及び施工担当組合員の責任）

第4条 理事及び第6条第1項第3号に定める施工担当組合員は、官公需共同受注事業に係る工事に関し、連帯して責任を負わなければならない。

（入札参加の決定）

第5条 本組合は、官公需共同受注の入札に参加しようとするときは、次の各号に掲げる場合を除き、定款第〇条に定める共同受注委員会の議決を経て理事会で入札参加の可否を決定する。

- （1）第2条第1項第1号に掲げる☆☆工事のうち、見積価額が〇〇千円以下の入札に参加しようとするとき。
- （2）第2条第1項第2号に掲げる△△工事のうち、見積価額が〇〇千円以下の入札に参加しようとするとき。
- （3）第2条第1項第3号に掲げる□□工事のうち、見積価額が〇〇千円以下の入札に参加しようとするとき。

（注1） 「見積金額〇〇千円以下」には、組合が官公需共同受注の対象工事として第2条に定める各工事の金額を超える金額であり、かつ、理事会の議決を要することなく、共同受注委員会の権限で入札参加の可否を決定することができる金額の上限を設定すること。

（注2） 官公需共同受注の入札参加の可否をすべて理事会において決定する場合は、本条を次のように記載すること。

第5条 本組合は、官公需共同受注の入札に参加しようとするときは、定款第〇〇条に定める共同受注委員会の議決を経て理事会で入札参加の可否を決定する。

(工事施工能力についての格付等)

第6条 本組合は、官公需共同受注事業を実施する場合は、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 組合員の工事施工能力についての格付評価
- (2) 入札参加見積予算
- (3) 工事の施工を共同して担当する組合員（以下「施工担当組合員」という。）並びに組合員の施工割合（第12条第2項に掲げる場合を含む。）
- (4) その他官公需の実施に必要な事項

2 前項に掲げる各号の事項は、共同受注委員会の議を経て理事会において決定する。

(施工担当組合員及び施工割合の決定)

第7条 本組合は、官公需共同受注契約を締結したときは、すみやかに当該工事の施工担当組合員及び当該組合員の施工割合を決定しなければならない。

2 前項の決定は、別に定める施工担当組合員選定基準に基づき、共同受注委員会の議を経て理事会が行う。

3 本組合は、第1項の施工担当組合員を決定した後、工事共同施工担当確認書を作成しなければならない。

4 組合員は、第1項の施工担当の決定があつたときは、特別の事情がある場合を除き、これを拒むことはできない。

5 組合員は、施工担当の決定を受けたときは、仕様その他定められた条件のもとに誠実にこれを履行しなければならない。

(官公需共同受注事業企画・調整委員会)

第8条 本組合は、共同受注に係る工事施工の基本方針等についての総合的な企画及び調整を行うため、官公需共同受注事業企画・調整委員会を設置しなければならない。

(現場代理人)

第9条 本組合は、官公需共同受注に係る工事施工現場ごとに現場代理人を置く。

2 現場代理人は、理事長が委嘱する。

3 現場代理人は、発注官公庁及び監督諸機関との連絡並びに工事施工現場の指揮監督に当たる。

(工事施工現場の組織及び分掌業務等)

第10条 工事施工現場の組織及び分掌業務は、別に定める。

2 施工現場における業務の担当者は、官公需共同受注事業企画・調整委員会の議を経て現場代理人が委嘱する。

3 業務の各担当者は相互に緊密な連絡を保ち、工事が円滑に遂行できるように努めなければならない。

(組合の技術職員の職務等)

第11条 組合の技術職員は、官公需共同受注に係る工事の施工現場において、施工担当組合員及び現場代理人との密接な連絡のもとに、主任技術者として技術上の総合的な監督指導に当たらなければならない。

(工事途中における組合員の脱退)

第12条 施工担当組合員のうち工事途中において脱退した者がある場合には、他の施工担当組合員が当該工事の完成に必要な施工割合を負担しなければならない。

2 前項において工事の完成が困難な場合には、他の組合員を施工担当組合員とすることができる。

3 前項の施工担当組合員の決定に当たっては、第7条の規定を準用する。

(組合を脱退する組合員の責任)

第13条 施工担当組合員は、組合を脱退した後においても当該工事に関し、連帯して責任を負わなければならない。

(引継後の瑕疵担保責任)

第14条 各施工担当組合員は、受注した工事が完成し、発注官公庁に引渡した後においても、当該工事につき瑕疵があったときは、連帯してその責任を負わなければならない。

(誓約書の提出)

第15条 施工担当組合員は、第12条第1項、第13条及び第14条に定める責任について、組合に誓約書を提出しなければならない。

(経費の支払い)

第16条 工事の施工に要する諸経費の支払いは、毎月○日締切、翌月×日支払いとする。

(工事の収支)

第17条 工事に係る収支は、各工事毎に区分経理するものとする。

2 本組合の官公需共同受注における工事の剰余又は損失の処理は、総会における承認を得られた決算を基に、定款第○条（配当又は繰越し）の規定に基づき行うこととする。

(事業利用の拒否等)

第18条 本組合は、官公需共同受注に関して本規約に違反し又は本事業の円滑な運用を妨げた職員に対し、理事会の議決により一定期間本事業の利用を拒むことができる。

(その他)

第19条 この規約に定めのない事項については、理事会で決定する。

附 則

この規約は平成○○年○○月○○日から施行する。

官公需共同受注（工事分担施工）規約（例）

（目 的）

第1条 この規約は、本組合が定款第○条第○号に掲げる事業のうち、官公庁及び地方公共団体から工事の共同受注（以下「官公需共同受注」という。）を行うために必要な事項を定め、もって官公需共同受注事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

（官公需共同受注の対象工事）

第2条 本組合は、次に掲げるものを官公需共同受注の対象とする。

- （1）1件○○千円以上の受注金額となる☆☆工事
- （2）1件○○千円以上の受注金額となる△△工事
- （3）1件○○千円以上の受注金額となる□□工事

・
・
・

（○）前各号に定める工事に付帯する工事

※共同受注対象工事の1件当たりの請負代金

工事イの証明→1, 500万円（電気工事、管工事、電気通信工事、さく井工事
については500万円）以上

工事ロの証明→1, 500万円（電気工事、管工事、電気通信工事、さく井工事
については500万円）未満

（工事の施工監理主体等）

第3条 官公需共同受注事業に係る工事の施工監理主体は組合とする。

（理事及び施工担当組合員の責任）

第4条 理事及び第6条第1項第3号に定める施工担当組合員は、官公需共同受注事業に係る工事に関し、連帯して責任を負わなければならない。

（入札参加の決定）

第5条 本組合は、官公需共同受注の入札に参加しようとするときは、次の各号に掲げる場合を除き、共同受注委員会の議決を経て理事会で入札参加の可否を決定する。

- （1）第2条第1項第1号に掲げる☆☆工事のうち、見積価額が○○千円以下の入札に参加しようとするとき。
- （2）第2条第1項第2号に掲げる△△工事のうち、見積価額が○○千円以下の入札に参加しようとするとき。
- （3）第2条第1項第3号に掲げる□□工事のうち、見積価額が○○千円以下の入札に参加しようとするとき。

（注1） 「見積金額○○千円以下」には、組合が官公需共同受注の対象工事として第2条に定める各工事の金額を超える金額であり、かつ、理事会の議決を要することなく、共同受注委員会の権限で入札参加の可否を決定することができる金額の上限を設定すること。

（注2） 官公需共同受注の入札参加の可否をすべて理事会において決定する場合は、本条を次のように記載すること。

第5条 本組合は、官公需共同受注の入札に参加しようとするときは、定款第○条に定める共同受注委員会の議決を経て理事会で入札参加の可否を決定する。

(工事施工能力についての格付等)

第6条 本組合は、官公需共同受注事業を実施する場合は、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 組合員の工事施工能力についての格付評価
- (2) 入札参加見積予算
- (3) 工事の施工を分担して担当する組合員（以下「施工担当組合員」という。）並びに分担工事の価額（第14条第2項に掲げる場合を含む。）
- (4) その他官公需の実施に必要な事項

2 前項に掲げる各号の事項は、共同受注委員会の議を経て理事会において決定する。

(施工担当組合員及び分担工事の決定)

第7条 本組合は、官公需共同受注契約を締結したときは、すみやかに当該工事の施工担当組合員及び分担工事の価額を決定しなければならない。

2 前項の決定は、別に定める施工担当組合員選定基準に基づき、共同受注委員会の議を経て理事会が行う。

3 本組合は、第1項の施工担当組合員を決定した後、工事施工担当確認書を作成し、かつ下請契約を締結しなければならない。

4 組合員は、第1項の施工担当の決定があったときは、特別の事情がある場合を除き、これを拒むことはできない。

5 組合員は、施工担当の決定を受けたときは、仕様その他定められた条件のもとに誠実にこれを履行しなければならない。

6 本組合は、発注官公庁の契約内容に変更が生じたときは、第1項の決定を変更することができる。この場合においては前各項の規定を準用する。

(官公需共同受注事業企画・調整委員会)

第8条 本組合は、共同受注に係る工事施工の基本方針等についての総合的な企画及び調整を行うため、官公需共同受注事業企画・調整委員会を設置しなければならない。

(現場代理人)

第9条 本組合は、官公需共同受注に係る工事施工現場ごとに現場代理人を置く。

2 現場代理人は、理事長が委嘱する。

3 現場代理人は、発注官公庁及び監督諸機関との連絡並びに工事施工現場の指揮監督に当たる。

(工事施工現場の組織及び分掌業務等)

第10条 工事施工現場の組織及び分掌業務は、別に定める。

2 施工現場における業務の担当者は、官公需共同受注事業企画・調整委員会の議を経て現場代理人が委嘱する。

3 業務の各担当者は相互に緊密な連絡を保ち、工事が円滑に遂行できるように努めなければならない。

(組合の技術職員の職務等)

第11条 組合の技術職員は、官公需共同受注に係る工事の施工現場において、施工担当組合員及び現場代理人との密接な連絡のもとに、主任技術者として技術上の総合的な監督指導に当たらなければならない。

(施工担当組合員相互間の責任の分担)

第12条 施工担当組合員がその分担施工した工事に関し、発注官公庁及び第三者に与えた損害は、当該施工担当組合員がこれを負担するものとする。

2 施工担当組合員が他の施工担当組合員に損害を与えた場合は、その責任につき関係組合員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が整わないときは、共同受注委員会の決定に従う

ものとする。

- 4 前3項の規定は、いかなる意味においても第3条に規定する本組合の工事請負契約の主体としての責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第13条 この規約に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(工事途中における組合員の脱退)

第14条 施工担当組合員のうち工事途中において脱退した者がある場合には、他の施工担当組合員が代わって当該工事を分担施工する。

- 2 前項において工事の完成が困難な場合には、他の組合員に当該工事の施工を担当させることができる。

- 3 前項の施工担当組合員の決定に当たっては、第7条の規定を準用する。

(組合を脱退する組合員の責任)

第15条 施工担当組合員は、組合を脱退した後においても当該工事に関し、連帯して責任を負わなければならない。

- 2 前項の責任については、第12条の規定を準用する。

(引継後の瑕疵担保責任)

第16条 各施工担当組合員は、受注した工事が完成し、発注官公庁に引渡した後においても、当該工事につき瑕疵があったときは、連帯してその責任を負わなければならない。

- 2 前項の施工担当組合員には、前条の脱退した組合員を含むものとする。

- 3 第1項の責任については、第12条の規定を準用する。

(誓約書の提出)

第17条 施工担当組合員は、第12条、第15条及び第16条第1項に定める責任について、組合に誓約書を提出しなければならない。

(検査等)

第18条 本組合は、工事検査要領に基づき、工事請負契約に定められた仕様に合致しているかどうか検査するものとする。

- 2 本組合は、工事の施工に当たって必要があるときは、施工担当組合員の施工方法、使用資材及び機器等について検査することができる。

- 3 施工担当組合員は、前項の検査に関し虚偽の報告をし、忌避し、又は妨げてはならない。

- 4 施工担当組合員は、第1項及び第2項の検査に基づき、共同受注委員会の議を経て理事長から所要の措置を講ずるよう通知されたときは、誠実にこれを履行しなければならない。

(分担施工工事代金の支払)

第19条 本組合は、施工担当組合員に対して、理事会の定めるところにより、分担施工した工事の代金を支払うものとする。

- 2 施工担当組合員に対する前項の代金の支払は、本組合が代金を受領した日から○日以内に支払うものとする。

(共通の分担及び徴収)

第20条 本工事の施工に関する共通の経費等については、分担施工した工事価額の割合により共同受注委員会において、各施工担当組合員の分担額を決定するものとする。

- 2 本組合は、前項の金額を前条の代金から控除するものとする。

(事業利用の拒否等)

第21条 本組合は、官公需共同受注に関して本規約に違反又は本事業の円滑な運用を妨げた組合員に対し、理事会の議決により一定期間本事業の利用を拒むことができる。

(その他)

第22条 この規約に定めのない事項については、理事会で決定する。

附 則

この規約は平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

配分基準（施工担当組合員選定基準）（例）

（例１）

本組合が物件を受注した場合、あらかじめ配分希望の申請をした組合員のうちより優先する組合員を招集して、次の各号に定めた規定により配分を決定する。

1. 希望申請書のうちより希望者間にて抽選を行い決定する。
2. 抽選で除外された場合は次の受注時において優先する。
3. 受注があっても希望者が下廻る場合は申請書において抽選を行い決定する。この場合拒否できないものとする。

（例２）

共同受注に関する配分並びに成果品の検査は、本内規の定めるところによる。

1. 共同受注委員は、毎年１回組合員の業務能力、当該官公庁に対する特定期間の完成実績を一定の指数に換算し、組合員の格付評価を行う。
2. 前条の格付評価とは、次により表示された業務能力と完成実績の合計点により行う。

業務能力 ５０．４０．３０．２０．１０．（点）

完成実績 ５０．４０．３０．２０．１０．（点）

3. 組合員に対する配分は、格付評価のほかに、受注業務、工期の緩急度、その時点における組合員の受注能力などを勘案し、共同受注委員会が行う。
4. 前条の受注能力については、毎週定められた日時に共同受注委員会宛報告するものとする。

（例３）

受注工事の分担方法は、点数制とし、次の区分により得点を出し、合計点の少ないものから順に分担するものとする。

ただし、特別の事情がある場合は順位を変更することができる。

- （１）基本点数 組合員持点数 １００点
- （２）施工点数 施工工事総額を〇〇〇万円を除いたものを施工総点数とする。
施工者は工事額〇〇〇万円を１点として（１）に加算する。
- （３）資材利用点数 施工総点数の $1/2$ を資材利用点数とする。
一定期間における資材利用総額を資材利用総点数で除して、単位額を出し、各組合員の利用額を単位額で除した値を資材利用点数とする。

その得点を（１）から減点する。

（４）実 績 点 数 施工総点数の $1/2$ を実績総点数とする。

各社の前〇ケ年間の年平均工事総額を実績総点数で除して単位額を出し、各社の実績額を単位額で除した値を実績点数とする。

その得点を（１）から減点する。

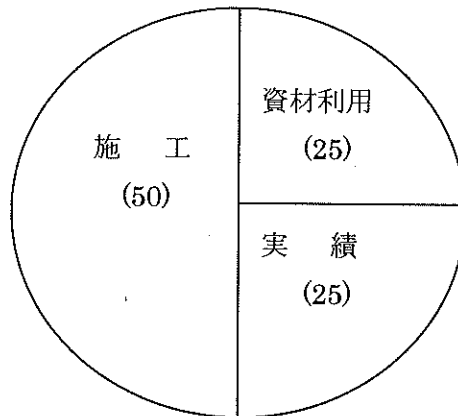
※１ 基本点数とは、（２）（３）（４）の加減の計算のためのもの

※２ 施工とは、共同受注工事の施工

※３ 資材利用とは、組合所有の仮設資材の利用

※４ 実績とは、各社において実施した工事施工実績

※５ この点数制は、施工の平等、組合所有の資材利用及び各社の工事施工実績を対象として、配分率を下図のように求めたものである。



直 前 2 年 間 の 配 分 状 況

組 合 員 名	平成〇〇年度	平成〇〇年度	合 計
合 計			

※ 全ての組合員名を記載することが好ましい。

平 成 〇 〇 年 度 受 注 配 分 一 覧 表

発注者	工 事 件 名	請負金額	施工組合員	配分率
合 計	—		—	—

※ 受注配分一覧表については年度ごとに作成すること。

共同受注工事検査委員会規約（例）

（構成）

第1条 検査委員会は○人をもって構成する。委員は理事長が理事会の助言を得て組合員並びに学識経験のある者をもってこれにあてる。委員のうちより互選により委員長1人を選出する。

（任期）

第2条 委員の任期は○年とする。

（委員会の運営）

第3条 委員会は、次の事項について理事長の諮問に応じ決定事項を進言する。

- （1）検査標準品・標準票の作成
- （2）原材料の適、不適、特認事項の判定
- （3）検査に関する紛争の裁定に関する事項
- （4）その他

（検査委員会の開催）

第4条 会議は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 組合員が、検査員の検査に対し不服のある場合は理事長に異議申立をし、理事長はこれを検査委員長に伝達する。委員長は遅滞なく全委員を招集し、諮問事項について審議する。
- 3 委員会は、検査員に対し資料の提出と意見を求める。又、必要がある場合は、異議申立人並びに申請人を会議に立合わせることができる。
- 4 理事長は、委員会の裁定に基づきこれを異議申立をした組合員に通知する。この通知に対し組合員は不服を申立てることはできない。

（議事録の作成）

第5条 委員長は、会議の経過の要領並びに結果について議事録を作成し、保管の責に任ずるものとする。

附 則

この規約は平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

共同受注工事検査規約（例）

（検査対象）

第1条 組合の共同受注事業に関し組合員の施工した工事は、全て検査する。

（検査の拒否）

第2条 施工担当組合員（以下「組合員」という。）は、工事の検査を拒むことはできない。

（引渡）

第3条 組合の共同受注事業に関し組合員の施工した工事は、本規約による検査を受けた後でなければ、引渡すことができない。

（検査の執行）

第4条 検査は、検査員が必要と認めた場合は、随時検査をすることができる。

2 検査は、次の各号に掲げる要件に基づき、検査員が執行する。なお、検査済工事といえども、検査委員長が必要ありと認めたときは、随時検査を行うことができる。

（1）工事が完了したとき

（2）工事中でなければ、その検査が不可能なとき、または著しく困難なとき

（3）その他必要なとき

3 組合員が、検査監督及び検査員に対し危害を加え、又は危害を加えようとしたときは、罰則規定を適用する。

（検査の請求）

第5条 検査の請求があるときは、検査員は可及的速やかに、検査規約に従い検査を行うものとする。ただし、検査員サービス時間外の場合は、検査員の事情の許す範囲において実施するものとする。

（検査員の権限）

第6条 検査員は、サービス時間中何時でも組合員の作業所に立入り、原材料、施工方法、作業状況を調査することができる。

2 検査員は、検査の参考として使用原材料の種別、工法その他の事情を聴取し、または、書類による回答を求めることができる。

（検査簿の備え置き）

第7条 本組合に検査簿を備え置く。原簿は検査員が記入する。

（受検簿の備え置き）

第8条 組合員は別に定める受検簿を備え付け、検査員は検査年月日、工事出来高を明記し、捺印するものとする。

（検査手数料）

第9条 組合の検査回数に応じて、別に定める検査手数料を、その月の20日までの分を計算請求する。

2 組合員は前項の請求に従い、翌月月末まで前項の金額を納付するものとする。

（不服申立）

第10条 組合員は、検査員の検査に不服のあるときは10日以内に理事長に対し不服の申立をすることができる。

2 理事長は、前条の申立を受理したときは、検査委員会の定めに基づき処理するものとする。

(罰則)

第11条 組合員が、本規約に違反したときは、次により処分する。

(1) 違約金 契約金額につき遅延日数に応じ、年〇%の割合で計算した金額

(2) 譴責

2 検査委員会において、違反事項が決定したときは、理事長は直ちに懲罰委員会を招集する。

3 前項の理事会では、検査委員長から説明を聴かなければならない。

4 第2項の決定では、理事の3分の2以上の賛成によって成立する。

(違約金)

第12条 組合員は、前条の決定により違約金の申渡しがあつたときは、最終支払日にその違約金を組合に納入するものとする。

(褒賞)

第13条 検査規約違反事項摘発者には違約金を課した場合に限り、褒賞を与える。

2 褒賞の金額は組合において徴収した金額の3割を支給する。この場合、摘発者名は公表してはならない。

附 則

この規約は平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

※ 各項目については各組合の実情に応じて規定して下さい。

共同受注工事検査員服務規程

(検査員の事務)

第1条 検査員は、理事長の監督を受け検査事務を行う。

(理事長の権限)

第2条 理事長の監督は、検査員の判定に影響を及ぼすことはない。

(検査監督の選任)

第3条 理事長は、検査員外より検査事務の進捗、統一監督を行うため検査監督1名を選任することができる。

(検査員の職務)

第4条 検査員は、素行を慎み職権濫用をせず、懇切丁寧を旨とすること。

- 2 検査員は、検査規約に従い厳正正確を旨とし迅速簡便に行い、取り扱いは丁重でなければならない。
- 3 組合役職員より選任された検査員は、検査した工事に関する営業を行うこと並びに他人の使用人を兼ねることはできない。
- 4 組合役職員より選任された検査員は、理事長の許可を得なければ、報酬を受けて他の事務を行うことができない。
- 5 検査員は、職務に関する機密を漏洩し又は未発の事件若しくは文書を漏示し又は組合員の秘密を漏洩してはならない。
- 6 組合役職員より選任された検査員は、理事長の承認を得なければみだりに職を離れ又は職務上居住の地を離れることができない。
- 7 検査員は、その職務に関し理事長の承認を得た上でなければ名義の如何を問わず組合員より贈与を受け又はその供応を受けることはできない。
- 8 検査員は、○日毎に書面をもって理事長に検査の成績を報告するものとする。
但し、その急を要するものはその都度報告するものとする。
- 9 検査員は、検査規約に違反した者がいるときは先ず故意かどうかを調査し、故意でなかったものについては戒告とし、故意であったものについては理事長に報告しその処分を求めるものとするが、その権限内の事項については自ら所定の処置をするものとする。
又、処置をしたときは遅滞なくこれを理事長に報告しなければならない。
- 10 検査員は、検査委員の請求があるときは参考書類の提出をするとともに事情を具申するものとする。

(懲戒)

第5条 検査員であって次の各号の一に該当するときは懲戒処分を受ける。

- (1) 職務上の業務に違反し又は職務を怠ったとき
- (2) 職務に関し検査員たる威厳又は信用を失う行為のあったとき

(懲戒の種類)

第6条 懲戒の種類は次の通りとする。

- (1) 免 職

(2) 減 俸

(3) 譴 責

(減俸)

第7条 減俸は1ヶ月以上6ヶ月以下で月俸の10分の1以下を減ずる。

(懲戒の手続)

第8条 検査員を懲戒しようとするときは、理事長より検査委員会に諮問し理事会の同意を経なければならない。

※ 各項目については各組合の実情に応じて規定して下さい。

委 嘱 状

殿

官公需共同受注検査委員を委嘱する。

平成 年 月 日

住 所

組 合 名

理事長名

印

委 嘱 状

殿

官公需共同受注検査員を委嘱する。

平成 年 月 日

住 所

組 合 名

理事長名

印

平成 年 月 日

関東経済産業局長

○ ○ ○ ○ 殿

住 所

組 合 名

理事長名

印

誓 約 書

1. 官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領を理解すること。
2. 証明基準 1. ③については、組合又は組合員とが同一の官公需の競争入札に応札したことがないこと。
3. 証明基準 5. ①については、組合又は組合員に予算決算及び会計令第 7 1 条第 1 項各号に該当する事実がないこと。
4. 添付を省略した次の書類については、前回までの証明申請の際に提出したものと変更がないこと。また関東経済産業局の指示がある場合は、その書類を提出すること。
 - a. 定款
 - b. 理事会の議事録（共同受注事業に関連するものを除く。）
 - c. 組合指導者の組合事業に関連する経歴書
 - d. 組合事務所一覧表
 - e. 建設業の経營業務の管理責任者の経歴書
 - f. 共同受注委員会規約
 - g. 共同受注委員会規約制定の決議書（総会議事録）
 - h. 企画・調整委員会規約
 - i. 企画・調整委員会規約制定の決議書（総会議事録）
 - j. 官公需共同受注規約
 - k. 官公需共同受注規約制定の決議書（総会議事録）

以上を誓約いたします。

※ 4. の省略書類については更新から対象。新規の申請時は省略不可。

参考資料 建設工事の種類、業種及び略号

種 類	業 種	略 号
土木一式工事	土木工事業	(土)
建築一式工事	建築工事業	(建)
大工工事	大工工事業	(大)
左官工事	左官工事業	(左)
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業	(と)
石工事	石工事業	(石)
屋根工事	屋根工事業	(屋)
電気工事	電気工事業	(電)
管工事	管工事業	(管)
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	(タ)
鋼構造物工事	鋼構造物工事業	(鋼)
鉄筋工事	鉄筋工事業	(筋)
ほ装工事	ほ装工事業	(ほ)
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	(しゅ)
板金工事	板金工事業	(板)
ガラス工事	ガラス工事業	(ガ)
塗装工事	塗装工事業	(塗)
防水工事	防水工事業	(防)
内装仕上工事	内装仕上工事業	(内)
機械器具設置工事	機械器具設置工事業	(機)
熱絶縁工事	熱絶縁工事業	(絶)
電気通信工事	電気通信工事業	(通)
造園工事	造園工事業	(園)
さく井工事	さく井工事業	(井)
建具工事	建具工事業	(具)
水道施設工事	水道施設工事業	(水)
消防施設工事	消防施設工事業	(消)
清掃施設工事	清掃施設工事業	(清)

V. そ の 他

中間資料の提出について

官公需適格組合変更届出書

平成 年 月 日

東京都中小企業団体中央会

会 長 大 村 功 作 殿

関東経済産業局長

○ ○ ○ ○ 殿

組合住所

組 合 名

代表者名

電 話

中間資料の提出について

官公需適格組合証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領に基づき、下記の書類を提出します。

(添 付 書 類)

1. 決算関係書類
2. 事業計画書
3. 収支予算書

※ 関東経済産業局長及び中央会会長あて、それぞれ1部ずつ作成して提出して下さい。

平成 年 月 日

東京都中小企業団体中央会

会 長 大 村 功 作 殿

関東経済産業局長

〇 〇 〇 〇 殿

組合住所

組 合 名

代表者名

電 話

官公需適格組合変更届出書

官公需適格組合証明の下記の事項につき変更がありましたので必要事項を添えて届け出ます。

1. 組合住所 2. 組合名 3. 電話 4. 代表理事 5. 共同受注委員
6. 資格審査登録先 7. 受注事業の許認可事項 8. その他

※ 関東経済産業局長及び中央会会長あて、それぞれ1部ずつ作成して提出して下さい。



エコアクション21
認証・登録番号 0003381

東京都中小企業団体中央会

東京都中央区銀座2丁目10番18号

〒104-0061 東京都中小企業会館

電 話 03 (3542) 0386 (代表)

F A X 03 (3545) 2190

<http://www.tokyochuokai.or.jp/>

(2010.11 100部)